

無床診療所自己点検 チェックリスト

2019年（令和元年）6月

福山市保健所

1 無床診療所自己点検チェックリストについて

医療法は、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的として、医療施設の人的構成、構造設備、管理体制、医療法人等について規定しています。

この冊子は、医療法の規定を中心に、無床診療所に遵守していただく必要のある事項を確認・点検していただくために、チェックリスト形式で作成したものです。

貴院における定期的な自己点検に御活用いただき、より良い医療提供体制の確立に努めていただきますよう、お願いいたします。

2 目次

- 1 管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1～3
- 2 検体検査の精度確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4～5
- 3 医療安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- 4 院内感染対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
- 5 医薬品の安全使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
- 6 医療機器の安全使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
- 7 医薬品等管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 10
- 8 放射線管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 11, 12
- 9 医療廃棄物管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 13
- 10 診療所の開設許可（届出）事項の変更に係る手続き・・・・・・・・P 14

※文中の略称について

法：「医療法」

則：「医療法施行規則」

薬機法：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

麻向法：「麻薬及び向精神薬取締法」

廃棄物法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

廃棄物規則：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

通知：「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 19 年 3 月 30 日付け、医政発第 330010 号）

★ 御不明な点などについては、次にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福山市保健所総務課

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号

電話 (084) 928-1164